

司法書士講座 2025年合格目標 基礎マスター ミニテスト  
第1回（第3回時配付）問題

正しいと判断したときは「○」を、誤っていると判断したときは「×」を、それぞれ解答用紙の解答欄に記載しなさい。

1. 妨害により所有権が侵害されても、生じた損害が軽微であり、妨害を除去することが著しく困難で、多大な費用を要する場合には、不当な利益を獲得する目的での妨害の除去を求めることは許されない。
2. 外国人は、法令又は条約に禁止又は制限が規定されている場合を除き、我が国においても権利能力を有する。
3. 就学前の幼児が、贈与の申込みに承諾をしても、その承諾は、無効である。
4. 未成年者が法定代理人の同意を得ないで法律行為をした場合には、その法定代理人は当該行為を取り消すことができるが、当該未成年者は、法定代理人の同意がなければ行為能力の制限を理由として当該行為を取り消すことができない。
5. 未成年者が債権者から債務の免除の意思表示を受ける場合には、法定代理人の同意を要しない。

1. ○ 判例 (大判昭10.10.5 ; 宇奈月温泉事件) は、所有権の侵害があっても、それによる損失の程度がいうに足りないほど軽微であり、しかもこれを除去するのに莫大な費用を要する場合に、第三者が不当な利得を企図し、別段の必要がないのに侵害に係る物件を買収し、所有者として侵害の除去を請求することは、権利の濫用になるとしている。 P 10
2. ○ 外国人は、法令又は条約の規定により禁止される場合を除き、私権を享有する (3条2項)。なお、外国人とは、日本国籍を有しない自然人である。 P 13
3. ○ 就学前の幼児は、意思能力を有しない。そして、法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、無効である (3条の2)。 P 13
4. × 未成年者が法律行為をするには、法定代理人の同意を得なければならず (5条1項本文)、同意を得ないでした法律行為は、取り消すことができる (同条2項)。この取消しは、法定代理人のほか、未成年者も、法定代理人の同意を得ないですることができる (120条1項)。 P 14
5. ○ 未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならないが、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、法定代理人の同意を要しない (5条1項)。債務の免除の意思表示を受ける行為は、「義務を免れる法律行為」である。 P 15